

侵害訴訟事件

[平成27年12月25日判決（東京地裁） 平成25年（ワ）第3357号](#)

キーワード：用語の解釈／主張の一貫性

担当 弁理士 武田啓

1. 事案の概要

原告が、被告に対し、被告製品の製造・販売等が特許権侵害に当たると主張して、特許法第102条2項による損害額及び遅延損害金の支払いを求めた。

2. 結論

請求棄却

3. 本件特許

発明の名称：非磁性材粒子分散型強磁性材スパッタリングターゲット

登録番号：特許第4673448号

優先日：平成21年 3月27日

出願日：平成22年 3月 8日

登録日：平成23年 1月28日

4. 本件発明（下線部は訂正事項）

C r が5 m o l %以上20 m o l %以下，P t が5 m o l %以上30 m o l %以下，残余がC oである合金と非磁性材粒子との混合体からなる焼結体スパッタリングターゲットであって，このターゲットの組織が，合金の中に前記非磁性材粒子が均一に微細分散した相（A）と，前記相（A）の中に，ターゲット中に占める体積の比率が4%以上40%以下であり，長軸と短軸の差が0～50%である球形の合金相（B）とを有し，前記球形の合金相（B）にはC o濃度の高い領域と低い領域及びC r濃度の高い領域と低い領域がそれぞれ形成されていることを特徴とする非磁性材粒子分散型強磁性材スパッタリングターゲット。

5. 争点

被告製品は本件発明の技術的範囲に属するか（構成要件2-C「長軸と短軸の差が0～50%である球形の合金相（B）」の充足性）が争われた。

6. 裁判所の主な判断（下線は筆者）

(1) 原告の「球形の合金相 (B)」の定義に関する主張は、以下のとおり変遷しており、いずれに依るべきであるのかも明らかではない。

すなわち、訴状においては、本件明細書等の段落【0018】における「長軸と短軸の差が0～50%である球形」との記載部分は、「真球，擬似真球，扁球（回転楕円体），擬似扁球を含む立体形状であって，長軸と短軸の差が0～50%であるものに対応する」とした上で，「長軸と短軸の差が0～50%であれば，外周部に多少の凹凸があっても，本発明にいう『球形』に対応する。」（訴状8頁）と主張し，それに沿う証拠として甲4報告書を提出した。甲4報告書においては，長軸と短軸の差が0～50%である球形の合金相を「球形の合金相 (B)」に当たるものとしてその「体積比率」を算出するとしている。

(2) その後，被告から甲4報告書の内容に疑問を呈する乙9報告書が提出され，この乙9報告書を弾劾する趣旨で原告が甲11陳述書における計算に使用した元データ（甲15の1，2。以下「甲15データ」という。）を提出し，これに伴い，原告は，本件明細書等の段落【0018】の記載につき，相 (B) の断面の重心と外周までの長さにおいて，対比する長さの比が2以下のものがあればよいとすれば，特許請求の範囲の文言として「球形の」を規定した意味がないことになるとし，「『球形の合金相 (B)』は，外周部に多少の凹凸があってもよいが，基本的には，球形（真球，擬似真球，扁球（回転楕円体），擬似扁球を含む立体形状）であることが必要なのである。」と主張した（平成26年5月14日付け原告準備書面(4)原告18頁）。

(3) しかし，さらに，甲15データにおける縮尺の求め方に誤りがあった旨の指摘が被告から主張され，それに沿う証拠（被告作成の平成26年7月4日付け「陳述書(3)（第3357号事件）」と題する書面。乙25）が提出されたのに対し，原告は，観察面積に対する被告製品の「球形の合金相 (b)」の面積比率の計算方法について，被告の計算方法が正しく，原告の求め方は誤りであることを認めた上で，「改めて被告製品に存在する合金相の一つ一つについて，『球形の合金相 (b)』と評価できるか否かを確認していくことにした」として，「『球形の合金相 (B)』として最大限認められる範囲は，重心から外周までの長さの最小値に対する最大値の比が2以下のものと定義した。また，合金相の単位は，一つの外周で描けるか否かで定めることとした。『球形の合金相 (B)』として最大限認められる範囲は，重心から外周までの長さに基づいて定められているためである。」（平成26年9月5日付け原告準備書面(5)14頁）とする。この定義のもとに，原告は，それに沿う証拠として，甲26陳述書を提出したものである。

(4) このように，「球形の合金相 (B)」についての原告の主張立証は一貫せず，構成要件2-Cの充足性について，これを認めるべき証拠は存しないというほかない。

以上